



かっぱ新聞

第 81 号

平成 30 年 3 月 吉日

平成 30 年 2 月 5 日 (月) 開催の「平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定検討チーム (第 17 回)」にて、これまでの議論を踏まえ、平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定についての概要が取りまとめられました。

※改正内容や要件等は抜粋要約していますので、詳しくは下記資料をご覧ください。

(出典) 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要 より

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000193397.pdf>

【新設サービス】

◎居宅訪問型児童発達支援	
内容	重症心身障害等重度障害により外出が著しく困難な場合や感染症にかかりやすく重篤化する恐れがあるなど本人の状態を理由として外出できない場合に訪問して発達支援を提供する。
基本報酬	居宅訪問型児童発達支援給費 988 単位/日
◎共生型サービス	
指定基準	介護保険サービスの指定を受けた事業所であれば基本的に障害福祉(共生型)の指定を受けられるものとする。
対象サービス	居宅介護、重度訪問、生活介護、短期入所、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、児童発達支援、放課後等デイ
基本報酬	障害福祉の基準を満たしていない介護事業所については本来の障害福祉サービスの基準を満たしていないため基準該当サービスを参考に本来の報酬単価と区別して設定。

【処遇改善加算の見直し】

報酬体系の簡素化の観点も踏まえ、Ⅳ、Ⅴを廃止。完全廃止までには一定の経過措置を設ける。

改正前		改正後
処遇改善加算(Ⅰ)	⇒	処遇改善加算(Ⅰ)
処遇改善加算(Ⅱ)	⇒	処遇改善加算(Ⅱ)
処遇改善加算(Ⅲ)	⇒	処遇改善加算(Ⅲ)
処遇改善加算(Ⅳ)		廃止(一定経過措置後)
処遇改善加算(Ⅴ)		廃止(一定経過措置後)

【地域区分の見直し】

介護保険の地域区分の考え方に併せて 7 区分から 8 区分へ見直す。平成 32 年度末まで経過措置の期間を設ける。

※介五郎総合支援版では新設サービスの内「居宅訪問型児童発達支援」「共生型サービス」に対応します。

【計画相談支援・障害児相談支援】

①相談支援専門員の標準担当件数の設定	
相談支援専門員 1 人あたりの標準の担当件数を設定し、超過する場合の基本報酬の逓減制を導入する。 (Ⅰ)「取り扱い件数が 40 未満」、「取り扱い件数 40 以上の内 40 未満の部分」。 (Ⅱ)「取り扱い件数が 40 以上の内 40 以上の部分」	
②計画相談支援 基本報酬の見直し	
サービス利用支援費	1611 単位 ⇒ (Ⅰ)1458 単位(1611)※ (Ⅱ)729 単位(806)※
継続サービス利用支援費	1310 単位 ⇒ (Ⅰ)1207 単位(1310)※ (Ⅱ)603 単位(655)※
居宅介護支援費重複減算 区分に応じ所定単位数から減算	
重複減算(Ⅰ)	-705 単位 ⇒ 利用支援(Ⅰ)-552 単位(-705)※ 継続支援(Ⅰ)-602 単位(-705)※
重複減算(Ⅱ)	-1007 単位 ⇒ 利用支援(Ⅰ)-854 単位(-1007)※ 利用支援(Ⅱ)-125 単位(-202)※ 継続支援(Ⅰ)-904 単位(-1007)※ 継続支援(Ⅱ)-300 単位(-352)※
介護予防減算	-112 単位 ⇒ 利用支援(Ⅰ)-9 単位(-112)※
※経過的サービス利用支援費・継続サービス利用支援費療養介護、重度包括、施設入所支援、就労定着支援、自立生活援助及び日中サービス支援型共同生活介護を除くサービスを利用する者に対しては平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間は()内の単価の通りとする	

③障害児相談支援 基本報酬の見直し	
障害児支援利用援助費	1611 単位 ⇒ (Ⅰ)1620 単位 (Ⅱ)811 単位
継続障害児支援利用援助費	1310 単位 ⇒ (Ⅰ)1318 単位 (Ⅱ)659 単位
④特定事業所加算の見直し	
より充実した支援体制等を要件とした区分を創設。現行の要件を緩和した区分を一定期間に限り設ける。	
⑤質の高い支援の実施や専門性の高い体制を評価	
初回加算 300 単位/月 (計画相談支援)	利用者等との面接や関係者への聞き取りによる詳細なアセスメントを行った場合に算定。 ※障害児相談支援は既設
入院時情報連携加算 (Ⅰ)200 単位/月 (Ⅱ)100 単位/月	入院時に医療機関が求める利用者の情報を提供した場合に算定。 (Ⅰ)は医療機関を訪問して情報提供。 (Ⅱ)は訪問以外の方法での情報提供。
退院・退所加算 200 単位/回	退院・退所時に医療機関等の多職種から情報収集したり、カンファレンスに参加し計画等を作成した場合入院・入所中に 3 回を限度として算定。初回加算との同時算定は不可。
サービス担当者会議実施加算 100 単位/月	利用者の居宅等を訪問することに加え、福祉サービス等の担当者を招集して提供情報を確認し、計画変更等について検討を行った場合に 1 月に 1 回を限度に算定。
その他加算についての詳細は出典元の資料をご確認ください。	

【居宅介護】

①基本報酬の見直し(抜粋)

居宅における身体介護が中心である場合

30分未満	245	⇒	248
30分以上1時間未満	388	⇒	392
1時間以上1時間30分未満	564	⇒	570
1時間30分以上2時間未満	644	⇒	651
2時間以上2時間30分未満	724	⇒	732
2時間30分以上3時間未満	804	⇒	813

家事援助が中心である場合

30分未満	101	⇒	102
30分以上45分未満	146	⇒	148
45分以上1時間未満	189	⇒	191
1時間以上1時間15分未満	229	⇒	231
1時間15分以上1時間30分未満	264	⇒	267

通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合

	97	⇒	98
--	----	---	----

②同一建物減算(新設)

以下のイ又はロの者に居宅介護を行う場合は、所定単位数の**10%を減算**する。ハの者に居宅介護を行う場合は、所定単位数の**15%を減算**する。

- イ 居宅介護事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者
- ロ 上記以外の範囲に所在する建物に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)
- ハ 居宅介護事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合)

③初任者研修修了者がサービス提供責任者として配置されている場合の減算(新設)

居宅介護職員初任者研修課程修了者(介護職員初任者研修課程修了者や旧2級ヘルパーを含む)をサービス提供責任者として配置し、当該者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合は、所定単位数の**10%を減算**する。

【重度訪問介護】

①基本報酬の見直し

- ②病院等入院入所中の支援に対する評価
- ③意思疎通が困難な利用者への同行支援

①基本報酬の見直し(抜粋)

1時間未満	183	⇒	184
1時間以上1時間30分未満	273	⇒	274
1時間30分以上2時間未満	364	⇒	365
2時間以上2時間30分未満	455	⇒	456
2時間30分以上3時間未満	546	⇒	548
3時間以上3時間30分未満	636	⇒	638
3時間30分以上4時間未満	728	⇒	730

②病院等入院中又は入所中の障害者に提供した場合

障害支援区分6の利用者に対して病院、診療所、老健、介護医療院及び助産所への入院入所中にコミュニケーション支援等を提供することを評価。

- ・基本報酬は入院中以外と同様とする。
- ・加算減算は以下を除き、入院中以外と同様とする。
 - イ 喀痰吸引等支援体制加算の算定は不可
 - ロ 90日以降の利用は所定単位数の**20%を減算**

③意思疎通が困難な利用者への同行支援

障害支援区分6の利用者に対し、重度訪問介護事業所が新規に採用したヘルパーにより支援が行われる場合において、当該利用者の支援に熟練したヘルパーが同行して支援を行った場合に、それぞれのヘルパーが行う重度訪問介護につき、所定単位数の**100分の85を算定**する(算定開始から120時間に限る)。

【同行援護】

- ①基本報酬の見直し(身体介護に伴わないの区分廃止)
- ②盲ろう者等への支援の評価

①基本報酬の見直し(抜粋)

(身体伴う場合)	区分廃止		
30分未満	256	⇒	184
30分以上1時間未満	405	⇒	291
1時間以上1時間30分未満	589	⇒	420
1時間30分以上2時間未満	672	⇒	484
2時間以上2時間30分未満	755	⇒	547
2時間30分以上3時間未満	839	⇒	610

(身体伴わない場合) 区分廃止
 ※ただし現に利用している者に支援を行った場合は支給決定の有効期間に限り改定前の報酬を算定することができることとする。

②盲ろう者等への支援の評価

盲ろう者向け通訳・介助員が盲ろう者(同行援護の対象要件を満たし、かつ聴覚障害6級に該当する者)を支援した場合所定単位数に**25/100を加算**
 支援区分4以上の者を支援した場合所定単位数に**40/100加算**
 支援区分3の者を支援した場合所定単位数に**20/100加算**

【行動援護】

- ①基本報酬の見直し
- ②計画未作成減算見直し
- ③行動援護ヘルパー及びサ責の要件経過措置延長

①基本報酬の見直し(抜粋)

30分未満	253		254
30分以上1時間未満	401	⇒	402
1時間以上1時間30分未満	584	⇒	586
1時間30分以上2時間未満	731	⇒	733
2時間以上2時間30分未満	879	⇒	882
2時間30分以上3時間未満	1027	⇒	1030
3時間以上3時間30分未満	1175	⇒	1179
3時間30分以上4時間未満	1323	⇒	1327

②計画未作成減算見直し

「計画作成シート」及び「支援手順書兼記録用紙」が作成されていない場合、所定単位数の**5%を減算**する。

③行動援護ヘルパー及びサ責の要件経過措置延長

行動援護のヘルパー及びサービス提供責任者の要件のうち、行動援護従業者要請研修を修了したものとみなす経過措置について、研修修了者の養成状況等を踏まえ、2021年3月31日まで延長する。

【通所系共通】(児童発達支援・放課後等デイサービス)

①各種加算の見直し

◎指導員加配加算

単価を見直すとともに、一定の基準を満たす事業所が指導員加配加算により評価した職員に加え、一人以上配置した場合にさらに評価する。また、児発センター及び、主として重心児を通わせる事業所においても、人員配置基準以上に手厚い配置をしている場合に評価。また人員配置基準上「指導員」という名称が廃止されるため加算の名称を「児童指導員等加配加算」に改める。

◎PTによる機能訓練見直し

児発支援(児発センター及び主として重心児を通わせる事業所を除く)及び放課後等デイ(重心児を通わせる事業所を除く)における障害児へのきめ細かな支援強化のため、対象となる職種と追加した上、単価数を引き上げる

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員、**介護職員又は視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者**を配置して機能訓練または心理指導を行った場合 54 単位/日 算定

◎欠席時対応加算の見直し

利用する障害児が急病等により利用を中止した際に、連絡調整や相談援助を行った場合に、月 4 回まで算定する。ただし、重心児を支援する児発支援事業所(児発センター含む)及び重心児を支援する放課後等デイ事業所については、1 月の利用者数から定員に該当月の営業日を乗じた数を除して得た数が 100/80 に満たない場合は、1 月につき 8 回を限度として算定する。

【児童発達支援】

①基本報酬の見直し(児発センター以外)

	小学校就学前	左記以外
10 人以下	620 ⇒ 827	703
11 人以上 20 人以下	453 ⇒ 557	465
21 人以上	364 ⇒ 433	360

重症心身障害児への支援	改定前	改定後
5 人	1608 ⇒	2088
6 人	1347 ⇒	1748
7 人	1160 ⇒	1503
8 人	1020 ⇒	1320
9 人	911 ⇒	1178
10 人	824 ⇒	1064
11 人以上	699 ⇒	833

共生型児童発達支援給付費(新設) 560

②人員配置基準等の見直し

児発支援(児発センター及び主に重心児を通わせる事業所を除く)の質の確保の観点から、人員配置基準の見直しを行うとともに自己評価結果等の公表を義務づける。人員配置基準の見直しは現に指定を受けている事業所については平成 31 年 3 月 31 日までの経過措置を設ける。

指導員又は保育士 ⇒ **児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者**
※うち半数以上が児童指導員又は保育士であること

②各種新設加算・減算

◎看護職員加配加算

一定の基準を満たす医療的ケア児を受け入れるための体制を確保し、必要な支援を受ける事が出来るよう看護職員の加配を評価。(※単位は出典元の資料を参照してください)

◎強度行動障害児加算

強度行動障害を有する障害児への適切な支援を推進するため、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する障害児に対して支援を行うことを評価。(155 単位/日)

◎保育所等一般施策への移行の推進

障害児が地域において保育・教育等を受けられるよう支援を行うことにより、通所支援事業所を退所して保育所等に通うことになった場合を評価。(500 単位/回・1 回を限度)

◎自己評価結果等未公表減算

自己評価結果等の公表が義務付けられている児発支援及び放課後等デイについて、自己評価結果等が未公表の場合所定単位数の **15%を減算**。

その他加算の詳細は出典元の資料をご確認ください。

【放課後等デイサービス】

①基本報酬の見直し

授業終了後に行う場合 ※	1-1	1-2	2-1	2-2
10 人以下	473 ⇒ 656	645	609	596
11 人以上 20 人以下	355 ⇒ 440	431	405	396
21 人以上	276 ⇒ 331	324	304	297
休日に行う場合	区分 1		区分 2	
10 人以下	611 ⇒	787	726	
11 人以上 20 人以下	447 ⇒	529	483	
21 人以上	359 ⇒	410	374	

※ 障害児状態区分について

1-1(区分 1 の 1)・1-2(区分 1 の 2(提供時間 3 時間未満))

2-1(区分 2 の 2)・2-2(区分 2 の 2(提供時間 3 時間未満))

重症心身障害児への支援

	授業終了後に行う場合		休日に行う場合	
	改定前	改定後	改定前	改定後
5 人	1329 ⇒	1744	1608 ⇒	2024
6 人	1112 ⇒	1458	1347 ⇒	1694
7 人	958 ⇒	1255	1160 ⇒	1457
8 人	842 ⇒	1101	1020 ⇒	1280
9 人	751 ⇒	982	911 ⇒	1142
10 人	679 ⇒	887	824 ⇒	1032
11 人以上	577 ⇒	681	699 ⇒	804

共生型放課後等デイサービス給付費(新設)

授業の終了後に行う場合	427
休業日に行う場合	551